

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年10月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県立工科短期大学校学生確保対策等業務委託

(2) 業務内容

令和3年4月に開校する静岡県立工科短期大学校に係る、学生確保のための広報業務及び開校記念式典の準備業務等を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月22日（月）まで

3 参加申込書及び企画提案書等を提出するために必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど、当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (6) 静岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能である者であること。

4 選定方法

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課

電話番号 054-221-2821

FAX 054-271-1979

E-mail syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領等の配布

ア 配布期間

令和2年10月20日（火）から令和2年10月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書、見積書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要領に記載された書類

イ 提出期限 令和2年10月27日（火）午後5時まで（郵送必着又は持参）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

6 その他

(1) 本公告の詳細は、静岡県立工科短期大学校学生確保対策等業務委託企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。